硝酸カルシウム肥料	CALCIUM NITRATE FERTILIZER	一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　航海中は積載場所を通風しないこと。
カーボランダム（金剛砂）	CARBORUNDUM	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、機器の故障を防止するための措置をとること。 三　荷役作業に従事する者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
セメント	CEMENT	一　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　船積み中、船舶が水面に対し傾かないようにすること。 六　貨物の表面の水面に対する角度が25度を超えないように荷繰りすること。 七　貨物の流動状態が解消されるまで出港しないこと。 八　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 九　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 十　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十一　航海中は積載場所を通風しないこと。 十二　航海中は、積載場所への通気口及び通路を閉鎖しておくこと。 十三　ビルジ管等の閉塞を防止するための措置がとられている場合を除き、積載場所のビルジを吸引しないこと。 十四　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、積載場所のほか、貨物又は当該貨物の粉じんに接した可能性のある構造物及び装置を十分に清掃すること。 十五　陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合は､固定式ビルジポンプを使用しないこと。
セメントクリンカー	CEMENT CLINKERS	一　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　航海中は積載場所を通風しないこと。 十　船積み後、貨物場所のハッチを密閉すること。 十一　航海中は、積載場所への通気口及び通路を閉鎖しておくこと。 十二　ビルジ管等の閉塞を防止するための措置がとられている場合を除き、積載場所のビルジを吸引しないこと。 十三　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、積載場所のほか、貨物又は当該貨物の粉じんに接した可能性のある構造物及び装置を十分に清掃すること。
シャモット	CHAMOTTE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
切り刻まれたゴム及びプラスチック絶縁材	CHOPPED RUBBER AND PLASTIC INSULATION	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載中は、積載場所及び当該場所に近接する区画における火気使用工事及び喫煙を禁止すること。 三　船長は荷送人から、貨物が汚れていないプラスチック及びゴム材料のみで構成されていることを示す書面の提出を受けること。 四　積載期間が５日を超える場合には、積載場所に固定式ガス消火設備を備えること。
クロムペレット	CHROME PELLETS	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
クロム鉄鉱（クロミウム鉱）	CHROMITE ORE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。